稲葉　叡　小田喜敏機　高橋　健
廣井　恒雄　増田　七郎
従六位に叙する（各通）
能登　泰藏
正七位に叙する
渡邉　正
従七位に叙する（以上三月二十五日）
阿部三千男　伊藤　英憲　福田　一郎
従六位に叙する（各通）（三月二十六日）
井坂　洋二　加門　仁　佐藤　浩
島野　勝　菅谷　栄壽　村山　忠
吉岡　稔
従六位に叙する（各通）
石神　次夫　坂本　實助　坂本　良平
杉山　光司　長友　力男　牧田　充旦
正七位に叙する（各通）（以上三月二十七日）
○叙勲
飯島正一郎　角田　美公　佐藤　昭則
旭日単光章を授ける（各通）（三月二十一日）
加藤　義勝
旭日双光章を授ける
小倉　修　韮澤　文一　村垣　文男
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十二日）
新谷　國夫　伊藤　良克　齋藤　康治
旭日双光章を授ける（各通）
栗田與四郎　三王　延昭
大橋　茂樹
長谷川　清　洞平　由夫
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十三日）
伊藤マツ子
旭日双光章を授ける
（長野県南木曽町議会議員）　勝野　春喜
旭日単光章を授ける（以上三月二十四日）
近藤　和也　山下　強
瑞宝小綬章を授ける（各通）
雨川　忠　有島　良敬　北原　博美
工藤　輝治　桑原　孝之　行田　修造
中村　篤之　盛　圭策
瑞宝双光章を授ける（各通）
鈴木　實
瑞宝単光章を授ける（以上三月二十一日）
神谷　福芳
山中　寛
（国立大学法人職員）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
新井山潤一郎　村井　功
村田　和壽　森　陽吉
瑞宝双光章を授ける（各通）
市川　薫廣　大瀬佳公司　佐々木　茂
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十二日）
荒井　三郎
瑞宝小綬章を授ける
大山　克己　垣中　靜雄　梶山　弘美
木藤　静雄　佐間田歳一　田村　昇
西牧　宏　舛岡　誠一　増澤　一浩
宮城　勇孝　柳澤　貞利　結城　朗
吉野　四郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
石田　豐　甲斐　研三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十三日）
天野　勉　倉科　博　柴田　一正
田中　憲二　和田　正義
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月二十四日）
岡　宣男
瑞宝小綬章を授ける
生川　克己　塚三　昭三　増田登志雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
渡邉　正
瑞宝単光章を授ける（以上三月二十五日）
伊藤　英憲
瑞宝双光章を授ける（三月二十六日）
加門　仁　木本　泉　長友　力男
瑞宝双光章を授ける（各通）
井坂　洋二　牧田　充旦　村山　忠
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十七日）
○返上の請願
単光章
勲章返上の請願の件許可された（四月十九日）　新見　達夫

皇室事項

行幸啓
天皇皇后両陛下は、四月二十七日午後七時四十三分御出門、「難民を助ける会　三・一一被災者のためのチャリティコンサート」を御鑑賞のため、紀尾井ホール（千代田区）へ行幸啓、同九時五十二分還幸啓になった。
御祝電
天皇陛下は、ラオス国国家主席ブンニャン・ヴォーラチット閣下の国家主席就任につき、四月二十六日御祝電を発せられた。
天皇陛下は、四月三十日スウェーデン国国王陛下の御誕生日につき、同月二十八日御祝電を発せられた。
天皇陛下は、五月一日マーシャル国の憲法記念日につき、四月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

甲種危険物等取扱責任者登録消防講習実施機関の廃止
船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の８の規定に基づく廃止の届出が次の者からあったので、同規則第77条の６の16第３号の規定に基づき公示する。
平成28年５月６日
国土交通大臣　石井　啓一
１．登録番号　甲種危険物等取扱責任者登録消防講習実施機関第２号
２．登録消防講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
公益財団法人日本船員雇用促進センター
会長　芦田　昭充
東京都中央区湊一丁目６番11号
３．登録消防講習事務を休止又は廃止する事務所の名称及び所在地
公益財団法人日本船員雇用促進センター
東京都中央区湊一丁目６番11号
４．廃止しようとする日　平成28年３月31日
５．廃止の理由　業務等の効率化を図るため。
甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の廃止
船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の21の規定において準用する第77条の６の８の規定に基づく廃止の届出が次の者からあったので、同規則第77条の６の21の規定において準用する第77条の６の16第３号の規定に基づき公示する。
平成28年５月６日
国土交通大臣　石井　啓一
１．登録番号　甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関第５号
２．登録学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
公益財団法人日本船員雇用促進センター
会長　芦田　昭充
東京都中央区湊一丁目６番11号
３．登録学科講習事務を休止又は廃止する事務所の名称及び所在地
公益財団法人日本船員雇用促進センター
東京都中央区湊一丁目６番11号
４．廃止しようとする日　平成28年３月31日
５．廃止の理由　業務等の効率化を図るため。
登録安全担当者講習実施機関の廃止
船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第83条の規定に基づく廃止の届出が次の者からあったので、同規則第91条第３号の規定に基づき公示する。
平成28年５月６日
国土交通大臣　石井　啓一
１．登録番号　登録安全担当者講習実施機関第５号
２．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
公益財団法人日本船員雇用促進センター
会長　芦田　昭充
東京都中央区湊一丁目６番11号
３．登録講習事務を休止又は廃止する事務所の名称及び所在地
公益財団法人日本船員雇用促進センター
東京都中央区湊一丁目６番11号
４．廃止しようとする日　平成28年３月31日
５．廃止の理由　業務等の効率化を図るため。
関東地方整備局公示
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。
平成28年５月６日
関東地方整備局長　石川　雄一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	246号	厚木市愛甲３丁目2358番１から同市愛甲２丁目996番１までの下り線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。
平成28年５月６日
関東地方整備局長　石川　雄一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	16号	横浜市金沢区片吹115番２から同市金沢区片吹44番１までの下り線
一般国道	16号	横浜市金沢区片吹44番１から同市金沢区能見台通85番２までの上下線